

1 第1章 総則関係

番号	項目	質 疑	回 答
1	3 関係	本項の取扱いとは建築関係や火気設備等にも及ぶのか。 またその場合、過去の通知において、法令改正によらず基準を改定した事項は改定前の基準に基づいて指導を行うと考えてよいのか。	前段、お見込みのとおり。 後段、過去の通知内で特別に示しているものを除き、改定前の基準に適合している場合はお見込みのとおり。改定前の基準に適合していない場合は新基準の適用を指導されたい。ただし、新基準の適用が困難な場合は改定前の基準に適合させることで差し支えない。
2	3 関係	新基準の運用開始日前に消防同意を行った新築防火対象物の工事着手日が運用開始日以降の場合は、新基準が適用されるのか。	第1章3、(1)に規定する工事中の防火対象物として取り扱って差し支えない。
3	3 関係	現に存するとは、着工されておらず事前相談をしている防火対象物を含まないと解してよいのか。	お見込みのとおり。ただし、設計の進捗により新基準の適用が困難な場合は、第1章3、(1)に規定する工事中の防火対象物として取り扱って差し支えない。
4	3、(2)	現に存する防火対象物で、運用開始日以降に火気設備等の新設や全部改設を行った場合は、新基準により指導を行うか。	原則として、新基準を指導するものとする。ただし、既存部分の構造等により新基準を適用することが困難な場合は、従前の基準に適合させることで差し支えない。
5	3、(2)	特定用途防火対象物も、運用開始日に現に存する又は工事中の防火対象物であれば、従前の基準が適用されると解してよいのか。	お見込みのとおり。

2 第2章第1節第5 防火対象物の床面積及び階等の取扱い関係

番号	項 目	質 疑	回 答
1	2 関係	省令第 12 条第 1 項第 4 号の適用にあたり、特定用途防火対象物に機械式駐車装置が設置された場合、その延べ面積は建築基準法令によるのか。	お見込みのとおり。
2	2 関係	政令第 13 条第 1 項第 5 欄第 1 号の適用にあたり、機械式駐車装置のパレットの床面積は、乗入れ口のある階の床面積に算入するのか。	建築基準法令上、パレットの面積が床面積に算入される階によること。
3	2 関係	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備は、防護区画の面積に応じて消火剤の種別を選択することとなっている（省令第 19 条第 5 項第 2 号の 2 及び第 20 条第 4 項第 2 号の 2）。この場合において、機械式駐車装置が設置された部分の防護区画の面積の算定方法は、次のいずれの方法と解するべきか。 1 建築基準法令により、機械式駐車場の水平投影面積にパレット 1 台あたり 15 m ² を加算した面積で算定する。 2 パレットは考慮せず、当該部分の水平投影面積で算定する。	2 によること。
4	2、(1)、イ	昇降機等の機械装置により自転車を駐輪させるものの床面積は、従前の基準だと水平投影面積により算定していたが、今回の改定で建築基準法令によることとされ、建築主事等の判断により床面積を算定すると解してよいか。	お見込みのとおり。
5	2、(1)、イ	屋外に設置された機械式駐車装置に、消火器の設置を要する際の警戒方法は如何にすべきか。	地盤面において機械式駐車装置が据え付けられた場所の各部分から平面で歩行距離 20m以内となるように設置すること。 なお、能力単位については、消防法施行規則第 6 条に基づき算定すること。

6	2、(2)、 ア	「自動車の修理又は整備の用に供される部分」は特段の規定ではないため、当該部分に至るための屋根、庇等に覆われていない屋上等の車路は、当該部分の床面積に含まれないと解してよいか。	お見込みのとおり。
7	2、(2)	自動車の修理又は整備に付随して一時的に保管するために車両を駐車する部分は、当該部分も含め「自動車の修理又は整備の用に供される部分」として取扱うべきか。	当該部分は「駐車の用に供される部分」として取扱うこと。
8	2、(2)	政令第13条の適用にあたり、「自動車の修理又は整備の用に供される部分」及び「駐車の用に供される部分」が同一階にあり、車路を共有する場合、車路部分の床面積は如何に算定すべきか。	車路が屋上に該当しない場合は、それぞれの部分の床面積に応じて按分すること。 車路が屋上に該当する場合は、「自動車の修理又は整備の要に供する部分」は特段の規定に含まれないため、「駐車の用に供される部分」として算定すること。
9	2、(2)、 ア、イ	自動車の修理又は整備の用に供される部分について、倉庫や油庫にも泡消火設備等による警戒が必要か。	お見込みのとおり。 ただし、自動車の修理又は整備の用に供される部分となる倉庫や油庫等が、予防事務審査・検査基準第4章、第2節、第2屋内消火栓設備、I、1、(1)、ア、(ア)、a及びbを満たし、その床面積が50㎡未満のものは、政令第32条の規定を適用して水噴霧消火設備等を設置しないことができる。
10	2、(2)、 ウ	政令第13条第1項の適用にあたり、「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」が水平距離5m未満にある場合は、それぞれの床面積を合算して判断するのか。	合算はせず、政令第13条第1項各欄それぞれの部分の床面積で判断すること。

11	3 関係	屋上は階として取り扱うのか。	「階」は建築基準法上、明確な定義はなく、一般的に「階」の意味は「建築物の層を数えるのにいう。(建築大辞典)」や「建物の床の重なり。(デジタル大辞泉)」などとされていることから、屋上を階として取扱うこととした。(実務資料 3、スライド 9 参照) ただし、審検 I、第 2 章第 1 節第 9、1 (1) のとおり、屋上は、特段の規定を除き消防用設備等の設置を要しない部分として取扱う。
12	3、(2)	階数に算入される地階に、上階からマンホールでしかアクセスできないピット部分が存し、建築設備等が設けられた場合、当該部分は消防用設備等の設置を要すると解されるが、当該部分の床面積が小規模な場合でも、すべての消防用設備等を設置しなければならないか。	原則として設置しなければならない。ただし、政令第 32 条又は条例第 47 条を適用し、特例⑦に準じた特例として支障ない。
13	3、(2)	省令第 24 条第 5 号ハ並びに第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ロ及び同 3 号チの適用にあたり、出火階の直上に階数に算入されない階である中間免震層がある場合、当該中間免震層は「直上階」として取り扱うか。	お見込みのとおり。

3 第2章第1節第9 消防用設備等の設置を要しない部分等関係

番号	項 目	質 疑	回 答
1	1、(1)	「屋外の観覧場等の客席」には、屋上緑化部分に設けられる固定のベンチ及びテーブル並びに飲食を目的とするベンチ及びテーブルは含まれるか。	含まれない。
2	1、(1)	地階に存するドライエリアについて、当該部分の上部がグレーチングのみで覆われている場合は、「消防法第17条第1項及び第2項に基づく消防用設備等の設置を要しない部分」に該当するものと解してよいか。	お見込みのとおり。
3	1、(2)	デッドスペース等の部分に配線や照明設備が設けられる場合、接点があっても「消防法第17条第1項及び第2項に基づく消防用設備等の設置を要しない部分」に該当するものと解してよいか。	お見込みのとおり。
4	1、(2)	建築設備は建築基準法第2条第3号に定める建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針と解して良いか。	お見込みのとおり。
5	1、(2)	バルコニーに屋根がある部分とない部分が混在している場合、屋根のない部分は消防用設備等の設置を要しない部分として取り扱い、屋根のある部分は要件を満たせば、特例③を適用できるか。	お見込みのとおり。
6	1、(2)、ア	「配線及び配管」に、ダクトは含まれるか。	含まれない。ただし、ダクトの存する地下ピット等は、特例⑥を適用して差し支えない。
7	1、(2)、ア	「配線及び配管」は、特に種別を問わないと解してよいか。例えば、高圧電気ケーブル、ガスの配管等も含まれるか。	お見込みのとおり。

8	1、(2)、 ア	免震装置について、ダンパーに使用する油が第4類の危険物であるものも含まれると解してよいか。 また、当該油が少量危険物として取り扱われる場合は、当該設備に対して特段の規定を適用し、必要な消防用設備等を設置すると解してよいか。	前段、後段ともにお見込みのとおり。
9	1、(2)、 イ	点検口の高さ及び幅がそれぞれ1,200mm及び750mmを超える場合でも、当該点検口が施錠されている場合は、「みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている部分」とであると解してよいか。 また、その他の例を示してほしい。	前段、階数に算入されない階の中間免震層等に存する点検口については、お見込みのとおり。 後段、出入口がマンホール等、点検時以外に人が立ち入ることが想定されないもの。
10	1、(2)、 イ	中間免震層が第2章第1節第9、1、(2)に該当する場合は、当該中間免震層を消防用設備等の設置を要しない部分として取扱うことができるか。	お見込みのとおり。
11	1、(2)、 イ	防火対象物の中間部分で、床面積に不算入の設備切り替え層（階）はデッドスペースとして取扱うことができるか。	審査・検査基準Ⅰ第2章第1節第9、1、(2)に適合する場合はお見込みのとおり。適合しない場合は、中間免震層等として特例⑥が適用できる。
12	1、(3)	「特段の規定」に条例第40条第1項第4欄が含まれていないことから、電気設備が31mを超える階に存する部分でも、屋根等のない部分であれば、同欄第2号を根拠とした水噴霧消火設備等は不要であると解してよいか。	お見込みのとおり。
13	1、(3)	「特段の規定」である、政令第13条第1項第6欄や条例第40条第1項第2欄に規定される特殊消火設備に対し、審査・検査基準Ⅲ第7章資料11別記2の特例を適用させる場合、それぞれ「地盤面からの高さが31mを超える階に存する部分」や「地盤面からの高さが31mを超える階に存するもの」には適用できないとされている。ここでいう31mを超える階の取扱い、第2章第1節第5、3(5)と同義であるのか。	お見込みのとおり。

14	1、(3)	「特段の規定」である、政令第13条第1項第6欄や条例第40条第1項第2欄に規定される特殊消火設備に対し、審査・検査基準Ⅲ第7章資料11別記2の特例を適用させる場合、それぞれ「地盤面からの高さが31mを超える階に存する部分」や「地盤面からの高さが31mを超える階に存するもの」には適用できないとされているが、屋根等のない部分の屋上であっても特例が適用できないと解してよいのか。	お見込みのとおり。
15	2 関係	特例①の「直接外気に開放されている部分」及び特例②～④の「外部の気流が流通する場所」の差異は何か。	「直接外気に開放されている部分」は、柱等で構成された開放空間をいい、建築基準法令上床面積に算入されない部分を目安とされたい。 また、「外部の気流が流通する場所」は、省令第13条第3項第6号及び省令第23条第4項第1号ロに規定する部分に該当する場所を指し、第9－2表に示すとおり。
16	2、(1) 第9－1表 特例①	細長い形状のピロティで、途中から建築基準法令上床面積に算入される部分がある場合、床面積に算入されない範囲を目安として特例①を適用することができるか。	お見込みのとおり。
17	2、(1) 第9－1表 特例①・②	部分的に屋内的用途として使用しているピロティの場合、屋内的用途として使用している部分には特例②を、それ以外の部分には特例①を適用できるか。	お見込みのとおり。
18	2、(1) 第9－1表 特例①・②	特例①及び②における避難上有効な通路の幅員に定めはあるか。 また、『屋内』を経由せず」とある『屋内』には、ピロティ等の屋根がかかっている部分が含まれるのか。	前段、建築基準法施行令第128条の規定等を参考とすること。 後段、含まれない。

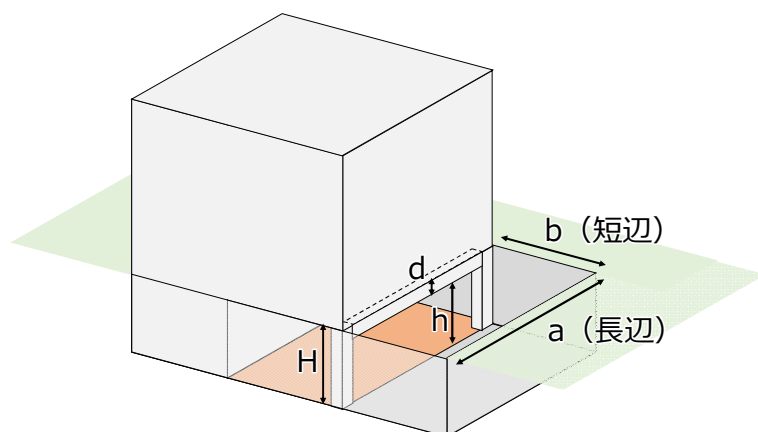
19	2、(1) 第9-1表 特例②	特例②を適用して屋内消火栓設備を免除するにあたり、外部の気流が流通する場所が当該部分に面する屋内部分と開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁等で区画されており、屋内への延焼危険がない場合は、当該屋内部分に自動式の消火設備を設置しなくてもよい。	お見込みのとおり。
20	2 第9-1表 特例③	地下のドライエリアに面する部分は、外部の気流が流通する場所として特例③を適用できるか。	別図1によること。
21	2、(1) 第9-1表 特例②～④	「特例の内容」欄に記載されている「自動式の消火設備」には、政令第29条の4に規定される設備も含まれると解してよい。	政令第29条の4の規定に基づき <u>自動式の消火設備を設置できる部分</u> に設置する場合に限り、お見込みのとおり。
22	2、(1)、 第9-1表 特例②～④	外部の気流が流通する場所に面する屋内の部分が、省令第13条第3項によりヘッドを要しない部分となる場合、当該外気の気流が流通する場所に特例②～④の屋内消火栓設備等の警戒を要しないものとして特例が適用できるか。	スプリンクラーヘッドを設置していない部分は、屋内への延焼拡大防止措置が十分なされているとは判断できないため、適用できない。
23	2、(1) 第9-1表 特例④	四方が壁に囲まれたボイド型の吹き抜け空間に面する廊下等は、外部の気流が流通する場所に該当するか。	特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年3月25日消防庁告示第2号）第4（特定光庭の基準等）、一、(2)、ロを準用し、ボイド型の吹き抜け空間における煙からの安全性が評価できる場合、当該部分に面する部分を外部の気流が流通する場所として取扱うことができる。
24	2、(1) 第9-1表 特例⑤	建築基準法令上床面積には算入されていないが、避難階まで直通していない部分階段に特例④を適用してもよい。	お見込みのとおり。
25	2、(1) 第9-1表 特例⑤	特例⑤について、屋外直通階段が地階までつながる場合で、地階部分の階段が床面積に算入される場合は、地下部分は消防用設備等の設置が必要になるか。	お見込みのとおり。

26	2、(1) 第9-1表 特例⑥	建築基準法令上、床面積に算入されない中間免震層は階数に算入されない階として取り扱うのか。	階数に算入されない階として取扱い、消防用設備等の設置は特例⑥のとおりとする。
27	2、(1) 第9-1表 特例⑥	中間免震層を階数に算入されない階として取り扱う場合、消防法令上の階に係る規定（階数に係るものを除く。）が適用されると解するが、「特例の内容」欄に記載されている「それ以外の場合」に該当する場合は、同欄に記載されている消防用設備等のみを設置すればよいのか。	お見込みのとおり。
28	2、(1) 第9-1表 特例⑥	中間免震層の部分に消火器具の設置を要する場合、省令第6条第1項及び第6項の規定は如何に適用すべきか。	省令第6条の規定によられたい。 なお、床面積が算定されない場合は、省令第6条第6項のみ適用されたい。
29	2、(1) 第9-1表 特例⑥	中間免震層に消火ポンプ室、衛生設備室等を配置した場合、屋内消火栓を設置するか、又は、上下階に設置された屋内消火栓から有効に警戒及び放水できる必要があると思料するが如何か。	消火ポンプ室等の部分は、建築基準法令に基づき床面積に算入されるため当該部分に特例⑥は適用できない。
30	2、(1) 第9-1表 特例⑦	建築基準法令上、階数に算入されない多層式倉庫の作業床等は、特例⑦を適用して差し支えないか。	お見込みのとおり。 なお、書籍「基準総則集団既定の適用事例」第1章8、(2)「ラック式倉庫（立体自動倉庫）、多層式倉庫」を参照すること。
31	2、(1) 第9-1表 特例⑦	階数に算入されない階の部分に、マンホールでの出入りや施錠管理している等により容易に至れない場合も、規定の歩行距離内であれば消火器具の設置を要しないか。 また、同条件において、屋内消火栓設備も、上下階から有効に放水できる消防用ホースの長さ及び放水距離内であれば設置を要しないか。	前段、後段ともにお見込みのとおり。
32	2、(1) 第9-1表 特例⑦	屋内消火栓設備の警戒について、階数に算入されない塔屋部分は、条例第38条に規定する屋上放水口により警戒できているものとして取り扱えるか。	屋上放水口の設置のみでは、警戒できているものとは取り扱えない。

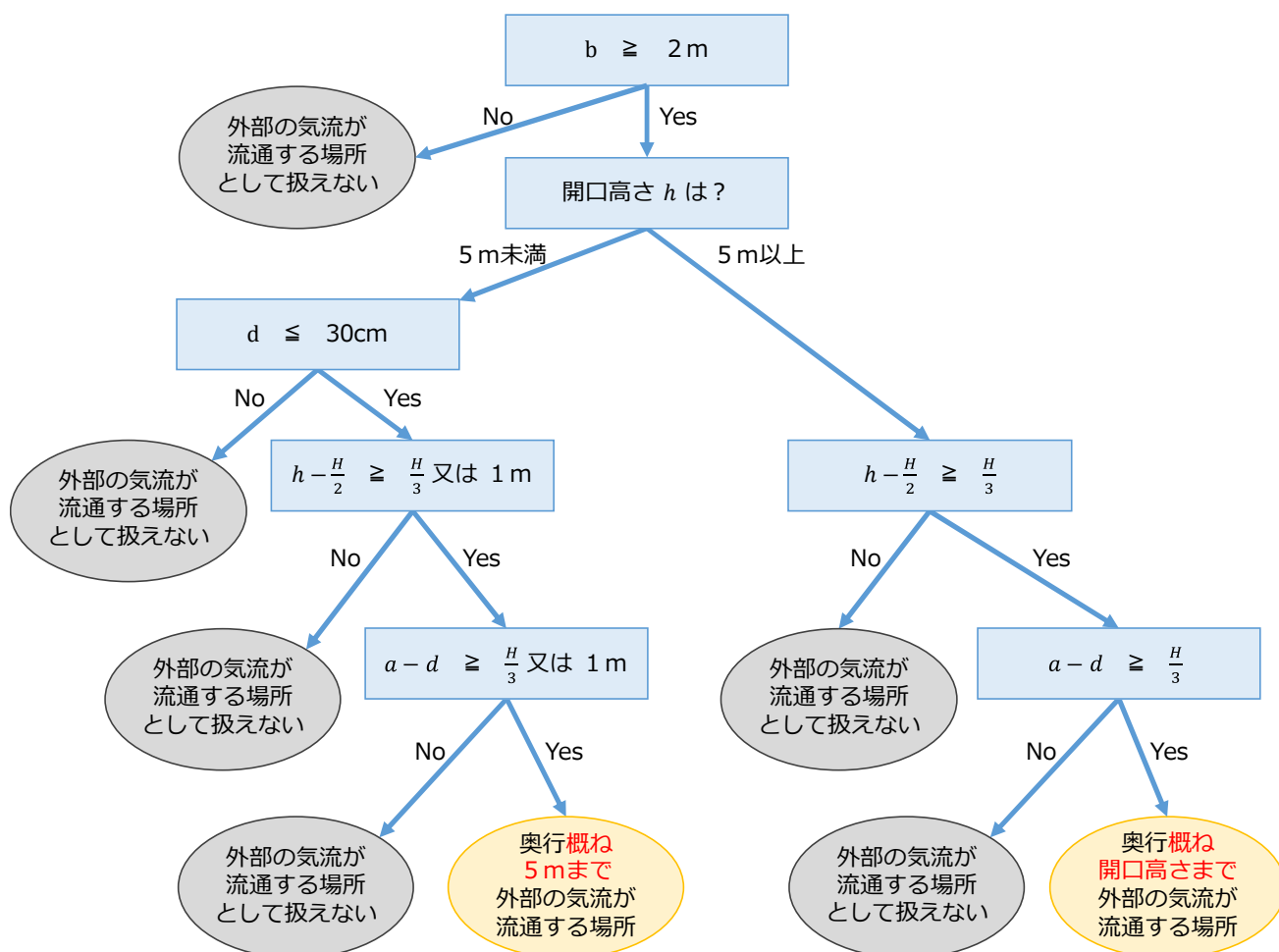
33	2、(1) 第9－1表 特例⑦	階数に算入されない塔屋や地下ピットにおける自動火災報知設備の警戒区域は、上階又は下階と同一の警戒区域（規定の面積の範囲内）とされているが、規定の面積の範囲とは600㎡以下になるか、それとも2の階にわたるものとして500㎡以下になるか。	2以上の階にわたる場合であっても同一の警戒区域として600㎡以下として差し支えない。
34	2、(1) 第9－1表 特例⑦	自動火災報知設備の地区音響装置を規則第24条第1項第5号の規定により設置する場合、塔屋等が消防用設備等の設置にあたっての階に該当することにより、地区音響装置を階ごとに設けることになるが、例えば塔屋等の近傍の階に設置している地区音響装置により火災の発生を有効に報知することができるかと判断できる場合は、特例により地区音響装置を免除してもよいか。	お見込みのとおり。
35	2、(2)	自動火災報知設備の設置が義務付けられる防火対象物であるが、防火対象物全体が省令第23条第4項第1号口に規定する外部の気流が流通する場所に該当する場合、感知器を設置する場所がないことから、自動火災報知設備の設置を要しないと解してよいか。	お見込みのとおり。なお、非常警報設備の設置が義務付けられる場合は、非常警報設備を設置すること。
36	2、(2) 第9－2表	一面の一部が開放されている場合の外部の気流が流通する場所はどの範囲か。	原則、開放されている開口部の正面とする。 なお、正面から外れる部分は別図2を参考とし合理的に判断されたい。
37	2、(2) 第9－2表	外部の気流が流通する場所の開口部にルーバー等が設置された場合は如何に取り扱うのか。	別図3によること。

別図 1 - 1

ドライエリアに面する部分は、下記により外部の気流が流通する場所に該当するかを判断すること。

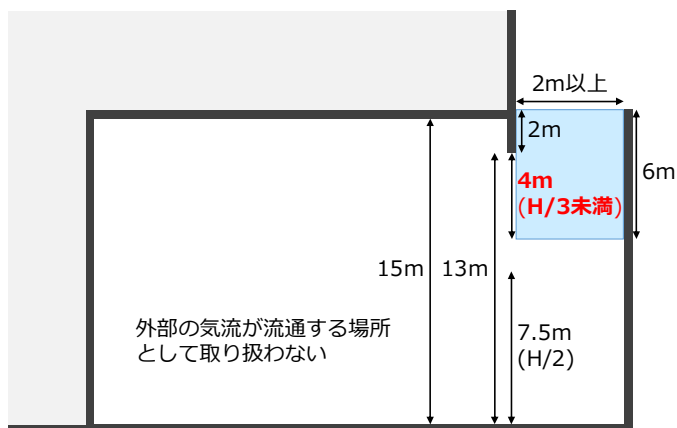
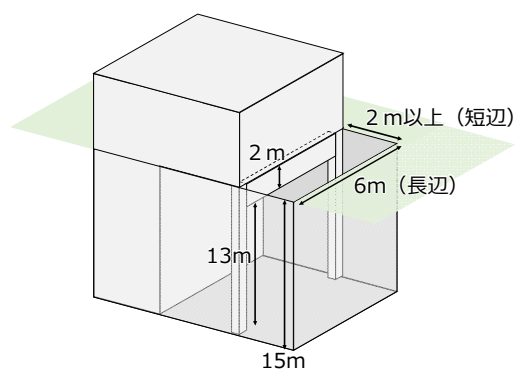
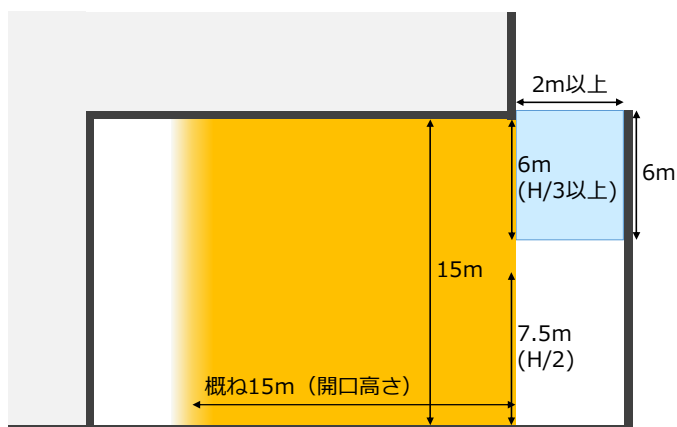
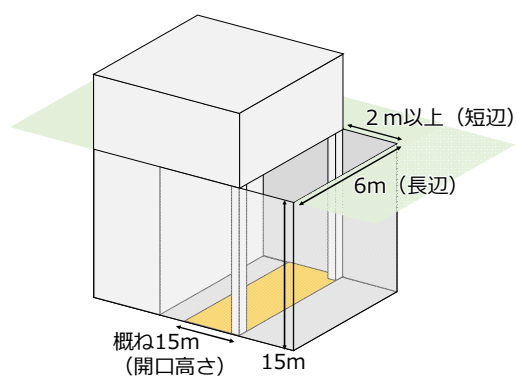
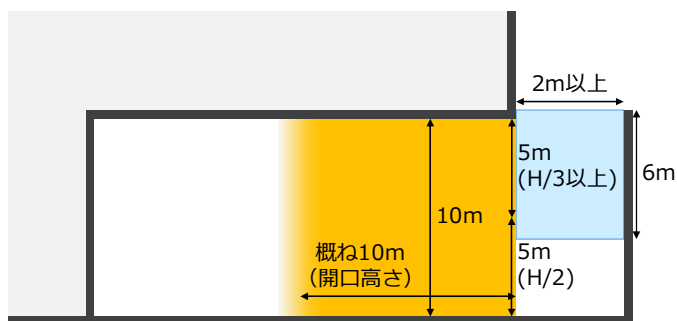
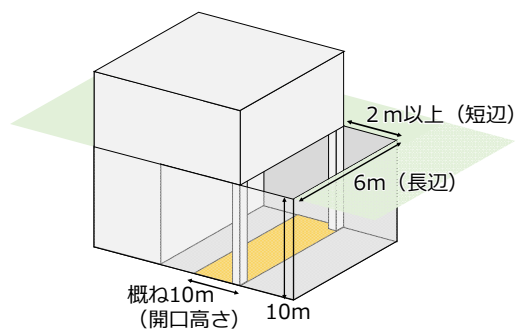
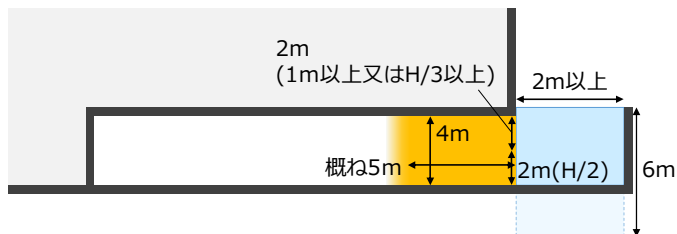
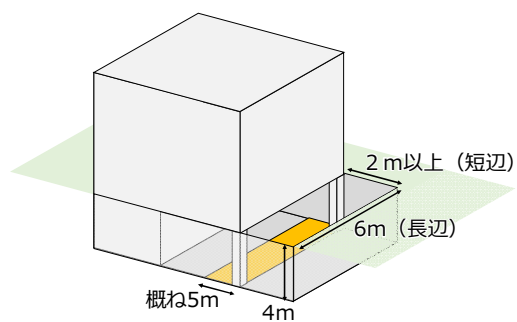


a : ドライエリアの長辺方向の長さ
 b : ドライエリアの短辺方向の長さ
 d : ドライエリアに面する開口部に存する垂れ壁の深さ
 h : ドライエリアに面する開口部の高さ
 H : ドライエリアに面する部分の天井高さ

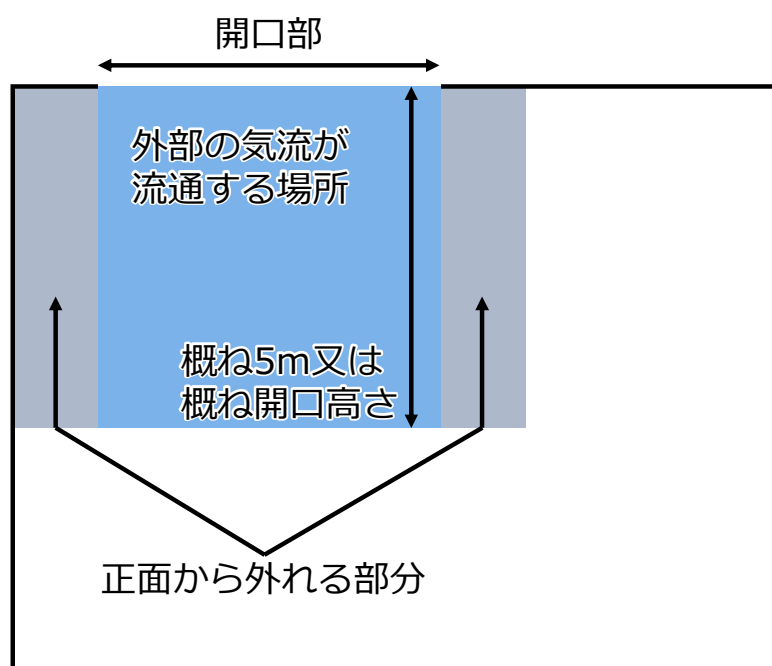


別図 1 - 2

ドライエリアの例



別図 2



別図 3

開口部にルーバー等が設けられた場合、下記により外部の気流が流通する場所に該当するかを判断すること。

